

労審発第 1464 号

令和 5 年 1 月 18 日

厚生労働大臣

加藤 勝信 殿

労働政策審議会

会長 清家 篤



令和 5 年 1 月 18 日付け厚生労働省発職 0118 第 1 号をもって諮問のあった「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

令和5年1月18日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

障害者雇用分科会

分科会長 山川 隆一

「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

令和5年1月18日付け厚生労働省発職0118第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

- 1 厚生労働省は、当分科会において昨年6月17日に取りまとめた「今後の障害者雇用施策の充実強化について」等を踏まえ、障害者雇用率制度等について、次期の障害者雇用率の設定や今後の制度改正に向けて、早期に検討を開始すべきである。
- 2 上記の意見を厚生労働省が最大限尊重することを前提に、厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。
ただし、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令案要綱」第三の二の経過措置を「令和八年六月三十日」に修正すべきである。